**「CO-FUKUI　未来技術活用プロジェクト」参加のための同意・誓約事項**

　当社は、下記の内容に同意・誓約のうえ、CO-FUKUI 未来技術活用プロジェクト（以下「本事業」という。）への参加を申し込みます。

記

１．本事業の「募集要項」の記載事項に同意の上、内容を遵守します。

２．応募にあたって提供する提出書類（以下「応募書類等」という。）の内容に相違はありません。

３．福井県、運営受託事業者であるデロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社（以下、「DTFA」という。）及び審査員、専門家、マッチングをおこなう事業会社等（以下「関係者」という。）に対し、秘密情報（知的財産権に関する秘密情報を含みます。）ないし個人情報（以下、併せ「秘密情報」という。）を開示する場合には、当社の自己の判断でその開示の可否を決するものとし、開示した秘密情報は、本事業の実施に必要かつ相当な範囲で、福井県及びＤＴＦＡが任意に使用することに同意します。

４．関係者の活動に起因して、秘密情報の漏洩等、当社に何らかの損害が発生したとしても、それが本事業の実施に必要かつ相当な範囲の活動である限り、関係者は当社に対し如何なる賠償責任も負わないことを確認します。

５．反社会的勢力に該当しないことについて

（１）現在、および、将来にわたって、代表者又はその役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者ではないことを表明し、保証します。

（２）（１）の該当の有無を確認するため、福井県及びDTFAから役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

（３）福井県及びDTFAが本誓約書及び役員名簿等から収集した個人情報を福井県警察本部長へ提供することに同意します。

６．１及び２の誓約に違反することが判明した場合、または、５の（１）に反することが判明した場合、並びに福井県及びDTFAの信用を失墜するような行為が判明した場合、DTFAによる事前の通知等なしに、当社の本事業への参加を取消されることに同意します。

７．６の定めに基づき、DTFAが当社の本事業への参加を取消した場合、当社は取消に起因して発生した如何なる損害の賠償についても福井県及びDTFAに請求致しません。

８．６の定めに基づく取消権の行使の有無にかかわらず、当社が５の（１）に反したことに起因して福井県及びDTFAに損害が生じた場合、当社は、福井県及びDTFAが被った損害について、賠償請求に応じるものとします。

以上

令和　　年　　月　　日

【申込事業者】

住　　所　（所在地）〒

事業者名　（）

（）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

※ご提出いただいた情報は適切に管理し、本事業運営のために利用いたします。